

令和2年3月10日

県所管域各障害福祉サービス事業所等代表者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長

東京2020大会期間中の首都高における料金上乘せ実施に際する障
がい者・福祉関係車両への対応について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を
いただき厚くお礼申し上げます。

東京 2020 大会の期間中、首都高において料金施策（6時から 22 時までは
1,000 円を料金に上乘せ、0時から4時までは5割の料金割引）が行われます。

障害者手帳の保有者が運転・同情する車両及び福祉関係車両は、事前申請す
ることで大会期間中における首都高の料金上乘せの対象外となります。

オリンピック開催期間から、料金上乘せの対象外とするためには、5月22日
(金)までに申請が必要です。また、東京都都市整備局の窓口で、全ての申請を
受け付けるとのことです。

詳細は、次の東京都のホームページを御覧くださいませようお願いいたしま
す。

なお、現在「有料道路における障がい者割引制度」の適用を受けている方は、
「申請不要」で料金上乘せの対象外となります。

1 東京 2020 料金上乘せ 対象外申請窓口

宛先 〒163-8001

東京都 都市整備局 都市基盤部内「2020 料金上乘せ対象外申請窓口」行
申請期間 令和2年2月28日（金）から同年5月22日（金）まで消印有効

※ 第2期の申請期間は、令和2年7月1日（水）から同月31日（金）まで
を予定しています。

※ オリンピック開催期間から料金上乘せの対象外とするためには、5月22
日までに申請が必要です。

※ 申請時期により「料金上乘せ対象外となる期間」が異なります。

問合せ先 電話 03-5388-3390（平日9時から17時まで）

ファクシミリ 03-5388-1354（耳の不自由な方のファクシミリ通信）

※ 問合せ先は令和2年4月1日から変更となります。新番号は、東京都が別途案内する予定です。

2 「東京2020大会期間中の首都高における料金上乘せ」の実施に際し、料金上乘せにならないための手続の御案内（障害者・福祉関係車両）URL

https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/torikumi/yusou/2020shutokosoku/2020shutokosoku_shinsei/index.html

問合せ先

施設指導グループ 大嶋

電話：045-210-4705（直通）

ファクシミリ：045-201-2051